

蒲生干潟自然再生協議会
第1回管理計画検討部会 議事録

日時：平成19年6月15日（金） 10：00～12：00

会場：中野コミュニティーセンター 大広間

議事

- (1) 蒲生干潟自然再生全体構想に係る管理計画検討部会の設立について
- (2) 部会長、部会長代理の選出
- (3) 蒲生干潟の管理に係る制度について
- (4) その他

1 開会

2 委員の紹介（併せて、事務局についても説明。）

（資料1、検討部会出席者名簿、参照）

3 議事（部会長が選出されるまで、東北地方環境事務所野生生物課奈良課長補佐の司会で議事を進行。）

【司会】

最初に議事（1）蒲生干潟自然再生全体構想に係る管理計画検討部会の設立についてですが、事務局からお願いします。

【事務局（東北地方環境事務所水谷統括自然保護企画官）から説明】

蒲生干潟の自然再生については、これまで協議会、自然再生施設検討部会におきまして議論が進められてまいりました。

その中で管理計画検討部会につきましては平成18年9月16日に開催の第6回協議会において規約の改正がなされ、「蒲生干潟の利用ルール」を検討することを目的に設置が盛り込まれております。その設置が決められた折りに、事務局といたしまして私ども東北地方環境事務所が担うこととされた経緯であります。ということで、私どもが進行をさせて頂きます。利用のルールという、位置づけとしては様々な形が考えられるだろうと思います。協議会で策定した自主的な協力の呼びかけから、条例など自治体でオーソライズされたようなもの、もしくは既存の法制度の枠のなかで運用するとか様々なものがあると思います。今後、自然再生の枠組みのなかで議論をしていく事を考えてみますと、自然再生の主旨からしますと、決してトップダウンではなく、ボトムアップ、全ての関わる関係者皆さまがして自由、闊達に連携、分担という考え方のもとで責任ある議論をし、部会としての1つの考え方をとりまとめることになろうかと思っております。その結果として出てきたものを部会から協議会へ報告を申し上げ、協議会での必要な議論を経て協議会の決定事項

として前へと進む流れになっております。

私どもとしましては、関係者の皆さまが、連携、協力してこの蒲生干潟を更に良くしていくために、どのような決まりごとが必要になってくるのか、それを今後検討をして頂き、その検討が実りあるものになるよう、事務局として精一杯の仕事をさせて頂くつもりであります。

【司会】

次に議事（２）部会長、部会長代理の選出に入ります。協議会規約第１０条の規定により、部会長および部会長代理は、検討部会委員の互選によることとなっております。いかが取り扱いますでしょうか。

（事務局で考えている案があれば、の声。）

【事務局】

事務局では案として考えておりますのは、学識者としてご参画いただいております東北学院大学の郷右近委員に部会長、広い見地からこれまでのご活動も踏まえて自然環境のいろいろな利用だとか、人間の利活用との調整にご経験を有しておられる呉地委員に部会長代理をお願いできればと考えています。（異議なしの声。）

【司会】

それでは、部会長を郷右近委員、部会長代理を呉地委員をお願い致したいと思います。郷右近委員、呉地委員からそれぞれ就任のご挨拶をお願い致します。

【郷右近部会長】

ただ今、部会長として仰せつかりました郷右近です。私は校務と去年暮れから体調を崩しております関係で不安な点はありましたがお引き受けします。蒲生干潟の砂丘、海岸部分について、ここ４、５年私の専門であります動植物の生態系、花とハナバチを主体とした送粉生態系について、自分で手がけてきた経緯がありまして私としても気になっていた場所です。実際に自然再生を進めていく上で、利用ルールをどういった形でやっていくかということで、ルール作りをしていくか。各方面の方、特に地域住民の方々の協力は非常に重要と思いますので、部会の中で忌憚のない議論をして頂き、良いルール作りができればなと思っています。微力ながら部会長を務めさせて頂きます。

【呉地部会長代理】

ご紹介頂きました、呉地です。私が住んでいるのは伊豆沼の近くの栗原市ですが、かつて仙台に住んでおりました。私たちガンという鳥を保護する会として、蒲生という地域はコクガンというガンが飛来する重要な地域であること、また、そのコクガンが年々減ってきて、先行きが危ういという思いをしており、かつてのような状況にしないかという思いがあります。また、この自然再生、湿地再生という取り組みは宮城県の県北、蕪栗沼でも始まっています。まだ全員というわけではないが、多様な人達で共通の土俵ができると、なかなか難しいと思われたものも解決、具体化への道のりが見えるという実感を持ってい

る。そういった経験が蒲生にも役立つのではないかと考えています。私も毎回毎回、出席できるか危ういところがあるが、できるだけ私が蓄積してきたものはこの場で提供して行きたいと思います。

【司会】

それでは議事の方を郷右近委員にお願いします。よろしくお願い致します。

【郷右近部会長】

それでは早速時間もありませんので、進行させていただきます。

議事の(3)蒲生干潟の管理に係る制度についてであります。法律というと仰々しく感じますが、当部会において蒲生干潟の利用のルール検討に着手するに当たりまして、まずは、蒲生干潟に係る関係法令の対応できる範囲、運用上の課題等について、現状を部会メンバーがよく理解した上で、共通認識を持って現状の課題への対応策等についての検討に入っていくことが必要であると考えます。つきましては、関係制度等について事務局から説明いただければと思います。よろしく申し上げます。

【事務局】

蒲生干潟の管理に係る制度につきましては、いろいろな制度、法律があります。しかし、法律というのはなかなか難解で、どんな制度がどのように関わっているのか、これから利用について議論するなかでどう関わっているのかということについて、まずは現状の法制度について、それぞれの制度を所管している関係機関から説明させて頂ければと思います。

鳥獣保護法関連につきましては、東北地方環境事務所野生生物課、港湾法、海岸法関連につきましては、県土木部港湾課、河川法関連につきましては、県土木部河川課、森林法関連につきましては、県農林水産部森林整備課、宮城県自然環境保全条例関係につきましては、県環境生活部自然保護課。であります。それぞれご説明頂きたいと思っております。一通り説明が終わった後で、まとめて質問なり意見なりを頂くということでお願いいたします。

鳥獣保護法関連の東北地方環境事務所野生生物課から順次説明方お願いします。

(と配付資料等に基づき順次説明。)

【郷右近部会長】

法令等について、ややこしい話を事務局より説明して頂きました。各委員から質問等ありましたらお願い致します。

【片桐委員】

まず最初に、部会長が地域住民が大切だとの趣旨の発言がありました。私は先祖代々、この蒲生地区に住んでおります。そのため、これまでの干潟の経緯というのは知っているつもりです。鳥獣保護法で蒲生干潟は特別保護地区に指定されているが、地域住民は99.9%反対しています。というのは、鳥獣保護法の趣旨として農林水産業の健全な発展との文言があるが、特別保護地区があるために周辺の農地では野菜が人間が食べられる程で可

い。この鳥が保護をされている地域から飛んできて、キャベツなどは全部穴だらけ、ホウレンソウも同様です。人間が食べられる状態ではない。エサのない時期になると、大変心配です。法律に基づいたとあるが、法律というのは人間が作ったものであり、抜け穴ができる。法律は時代とともに変わります。一番いい例は憲法です。河川法では水の流れを良くする云々とあり、七北田川の川を見ると、水の流れを良くしようというのが県の方針ですが、蒲生干潟に谷地（注：干潟の意）があるために流れが悪くなっている。環境省は谷地（注：干潟の意）を残しなさいと指導をする。違う行政同士で議論をすると、最終的には自然保護となる。小泉前首相の鶴の一声でこの自然再生推進法ができたと聞くが、私はいろいろな役員をやっていて、私は地域住民代表として出ている。地域住民のことをまずもって考えて全てをやって頂きたい。地域住民は自然保護というよりも、99.9%の確率でやってくる宮城県沖地震に伴う津波、この津波に対して敏感であるが、鳥獣保護というのは全くあっては困るという意見ばかりです。部会長から、地域住民に対する前向きな対策、意見をいただければと思います。

【郷右近部会長】

ありがとうございます。住民の切実な、生活の場としての大変不安な事というのは最もな事だと思います。今ここで、直接これこれこうだから大丈夫などとお答えすることはできませんが、後からよく私なりに咀嚼（そしゃく）をしてみたいと思います。

2つ問題提起をして頂きました。一つ目の鳥獣の被害、こういった問題は何も蒲生だけの問題ではないと思います。鳥獣の被害というのは日本全国で共通する非常に厄介な問題だと思います。西日本でイノシシとサルが特に問題になっています。これを解決するには専門の知識、知恵が必要になってきます。地域の方々とどのようにしていくかというのを、我々も勉強しなくてはならないと思います。もう一つは水の問題、津波も含めて問題は別の内容と思いますが、こういった2つの問題を抱えているというのは事実であります。

私の個人的な考えですが、事務局からもありましたが、法律、特に河川法にもありましたが、共有という考え方です。日本の狭い国土ではこういう考えがないと全部が満足するために、話し合いをし、共有をしなければならない。だから、この自然再生は決まった事であり、停止というわけにはいかないの、地域の方々とより具体的に進めていかなければならないと思っています。

【片桐委員】

地域住民としては、1つの例として河川法が大事なのかそれとも特別地域の保全が大事なのか、極端に言えば人が大事なのか、鳥が大事なのかと。七北田川について県に聞くと環境省に押さえられているため水の流れを良くしたい、しかしあそこには谷地（注：干潟の意）があって、大水になった時、川がおかしくなる。共生という立場は分かるが、共生であってもまず人間が大切だという考え方でやってもらいたい。

【郷右近部会長】

鳥が大事か、人が大事かという問題は必ず出てくる話題なのですが、私は鳥イコール人という考え方でないと、だめになるとと思っています。日本の自然は人も含まれている。こ

ここで鳥の保護の立場から意見を言って頂きたいと思います。

【郷右近部会長】

片桐委員の指摘について、事務局からあるようですのでお願いします。

【事務局】

片桐委員からお尋ね、ご指摘がいろいろありましたが、事実関係も含めて一言ふれさせて頂きたいと思います。昨年の夏、この地域の鳥獣保護区を更新をする際、いろいろなご意見を地元の方々から頂き、また、公聴会でもご意見を頂いた上で、更に20年更新させて頂いたところがございます。その折にも申し上げましたが、鳥だけが大事だとか、人をないがしろにしるだとか、そういった発想では当然ございません。例えば、川の閉塞や防波堤の問題は、自然再生協議会の議論を受けて、ご相談をうけて、例えば堤防について鳥獣保護法でだめだという制度ではありません。先ほども許可が必要だという話がありましたが。相談をしながら鳥獣保護法上の許可を取って頂き、また保安林であれば保安林の許可を当然取って頂く。それぞれの公益を調整しながらやっていく。実態として、蒲生の周辺の防波堤の工事について私たちが止めているという事実はありません。自然再生と聞くと、どうも自然だけに偏っているのではないかという印象がおありかもしれません。これは自然再生という自然も大事にしながらいきましょうという枠組みのなかで、地域のいろいろな問題を行政、地元の方々で議論を深め、解決していこうという枠組みです。自然再生推進法のなかにも国土の保全ですとか、生命財産の安全と上手くマッチしてやっていくようにと書いてあります。私はその視点でこの蒲生においても、自然再生協議会の中で地元の中での大きな議論として、どうしたら防波堤もきちんと作り、川の流れも良くし、蒲生干潟という地域の特殊な環境を特性とどうマッチさせるか、行政の間で計画ができて、私たちとしてもきちんとお受けした経緯がございます。

【片桐委員】

先ほどのお話はちょっと矛盾している。津波防波堤について私達と県の土木とは平成20年度までに完成ということで、協定を結んでいる。ごく一部の地権者が買収に応じないということで、県の職員に聞くと20年度完成は約束していたけれども、難しいと聞いている。我々が思うのは、何故、買収できないからと工事が延長され、その期間に津波が来たら大変である。買収できないならば干潟の方に3mか5m堤防を移動すれば簡単だと思うし、県の職員もそう言っている(注：実際は5mでは不足とのこと)。結局、特別保護地区に指定されているから干潟の方には作れないと県は言っている。やはり鳥の方が大事で、人間は死んでも構わないというふうに思っていると地域住民は思っている。共生というのであれば、お互いに県と国は話合っって人間が大事という事で結論づけて欲しい。

【事務局】

特別保護地区になっているから何もできないということはありません。既に、特別保護地区内に防波堤を作るという申請を頂いて、許可を出しています。自然再生協議会の中で施設部会を設けて、どういった防波堤にすればよいかこれまで議論をされて、それに基づ

いて計画ができたと私どもも聞いています。環境省、環境を守るものとしては、地域のいろいろな立場の方々の議論を踏まえて出てきた計画、施設の設計について、ノーというものではありません。私どもとしては鳥獣保護区、特別保護地区になっているけれども鳥獣保護法上、どうなのかを判断し、許可をだすのが私たちの位置づけです。

【片桐委員】

じゃあ、可能なんですね。県の職員はみんな心配している。これまでの自然再生協議会のなかで、防波堤の計画は決まったのだが、いざ、地権者と交渉したら、ごく一部の地権者のために計画通りに行かないようだ。ずらしてもいいんだね。

【事務局】

地権者の方と県土木の交渉については把握しておりません。自然再生協議会本体、もしくは施設部会でのこれまでの議論により計画、設計ができていますので、今の段階で環境省としてずらしていいとか、悪いとか言える立場ではありません。

【片桐委員】

先ほど水の流れについて話をしたが、これを止めているのは環境省ですよ。

【事務局】

そういった事実はありません。

【郷右近部会長】

私も協議会を欠席していたこともありましたが、片桐委員の意見の事実関係については分かりません。地域代表としてのお考えを述べて頂きました。時間のこともありますし、片桐委員は環境省の立場についてお分かりいただけましたでしょうか。

【片桐委員】

七北田川がまっすぐにならなかったのも国が許可しないからだ、県から聞いている。県も困っていると聞いている。

【郷右近部会長】

県の河川課からご説明をして頂けますか。

【事務局】

本日、河川法の説明をするということで、今回、事業の担当者が出席しておりませんので、分かりかねます。

【事務局】

これだけは申し上げたいのですが、私は自然再生推進法の立ち上げにも携わりました。その際、県の方からご相談を受けた蒲生干潟での様々な問題の一つとして、片桐委員が仰

ったように、河川の河道が閉塞により干潟へも水が流入しにくくなっていることが問題になっていると聞いておりました。これを改善することが蒲生の問題を解決する一つの手法ではないかと伺って、環境省としても県に補助金や交付金という形で地元自治体の取り組みを支援しています。干潟の流れにも関わる河川の流れを良くすることは、干潟を良くするという意味でも大切なことと考えています。ですから、浚渫(しゅんせつ)についても、特別保護地区であっても可能な行為です。片桐委員に今回仰って頂いた地元の方々の思いというものが胸に刻みながら、事務局でしっかり対応していきたいと思います。ありがとうございます。

【片桐委員】

こちらこそありがとうございます。県の土木の方で調整をよろしくお願いします。

【遠藤委員】

片桐委員からも話があったように鳥による住民への被害があるということですので、調査を十分にやって、対処されてはと思います。具体的に調査をする必要があると思います。

【事務局】

それは、利用のルールとか管理でというよりも、環境省本来の業務での対応でよろしいでしょうか。

【遠藤委員】

環境省でなくても、県でも、行政全体として調査をどこかで拾うところで、クッションになるところでやって頂ければと。防災対策についても片桐委員は最初から強力に住民代表として発言されているので、具体的な問題があれば、住民と直接話し合っ、早急に対応して欲しい。次の段階に進むためにはそうしないと。

【事務局】

施設検討部会というのが別にありますので、そういった強い意見が出たということについて、そちらの部会にしっかり伝えます。(注：施設検討部会は、自然再生施設の検討を行うものであり、河川堤防は自然再生施設ではないが、自然再生事業区域内に河川事業で施設整備をすることから、協議会、部会に報告し、調整しながら進めている実態にある。)

【郷右近部会長】

それでは、関連して蒲生干潟において、もう一方で大切である鳥の保護という立場から竹丸委員、ご発言を。

【竹丸委員】

鳥か人かということで、二者択一のマスコミのテーマとして喜びそうな議論になりそうだが、私としては鳥も人もだと思う。現在の法律がある以上、範囲内で地域住民の方に不具合があるのであればそれを改善していく必要があると思います。それが共生の道の基本

で、そのための法律だ。人間の集団なのだからどうしても解決できないということはないだろう。解決方法としては、駆除や経済面での補償であるとかの方法があるかもしれない。それらを踏まえ、二者択一の議論ではなく、鳥も人も地球の仲間という共生の道ということで私たちの叡智でもって進めていき、乗り切った方がよいと思います。

【郷右近部会長】

それでは、具体的に自然と住民との関わり合いの中での活動をされてきた呉地委員に発言をお願い致します。

【呉地委員】

これまでも協議会の中で地元の方々の受け止め方、意見を伺っていて、今日も再確認させて頂きました。こういった鳥か人かという話は鳥が来ると被害が起きるとするのはどこでも必ず起きる話です。蒲生についてはこれから考えをだして行かなければならない。参考となる一つ具体例として、宮城県の伊豆沼で20年前にラムサール条約登録湿地になりましたが、そこでも周辺が水田地帯ということで、鳥か人かという議論になり、鳥が来ると米の大被害が起きる。確かに実際、鳥は米を食べていた。感情的なものも含め收拾不能になったが、それでもラムサール条約に指定された。また昨年、伊豆沼のすぐ南の蕪栗沼もラムサール条約に指定された場所があります。伊豆沼と蕪栗沼は共にラムサール条約に登録されたが、その経緯、地域の受け止め方、また地域が変えてきたという点で大きな差がある。ラムサール条約とここでの自然再生事業というのは重なると思うのですが、伊豆沼でも鳥獣保護区に指定するなんてとんでもないという意見の農家が非常に多かった。片桐委員が仰ったように人か鳥で、鳥なんかいない。鳥がいなければ被害も起きないという意見が多く、指定にたどり着くのが精一杯だった。伊豆沼では細かいことはいろいろあるが、地域をバックアップして合意にたどり着いた。一方、農業被害についても、一粒食べられても、1町歩食べられても、被害は被害。感情的になると収集が困難になる。それまで調査がされていなかった。実際にどれ位農業被害があるのかをしっかりと調べ、どうしたら防げるかを考え、伊豆沼の場合は比較的対応が簡単で、稲の周りにロープを張れば防げるといった情報提供をした。また、それでも防げなかった被害については当時の町で食害補償条例を作って補償をするという仕組みを作って、鳥がいることによる経済的な面と感情的な面を穴埋めをすることができた。次の蕪栗沼では伊豆沼の教訓を生かそうとした。伊豆沼では水面しかラムサール条約湿地に指定されていない。環境省のラムサール指定の仕方として、鳥獣保護区の特別保護地区に指定して、その特別保護地区をラムサールに登録して、鳥獣保護法で守ろうというのが、一般的だが、伊豆沼でも特別保護地区は周辺の田んぼも指定されているが、ラムサール条約には指定されていないで、県の自然環境保全地域に登録されている。経緯を調べ、背景を見ていると、農家の感情を意識して、鳥か人かの議論を避けようとしてきたことが見えてくる。そういった形で指定をするとラムサール条約なり、ここでいう自然再生事業が地元にとってのメリット感が具体的に感じられない。なくても良いという意見に対して説得できない。更に地域の人たちにもやる気は生まれてこない。地域の人たちがこういった事業に関わることで地域の特性を生かして長期的に恩恵を受けられる様な仕組みを組み込んでいかないと、制度を作っても結局機能していか

ない。例えば伊豆沼の場合は20年経ったが、地域の人たちは変わっていない。蕪栗沼については積極的に田んぼも含めてラムサール条約湿地にしようとした。やはりつい最近まで、鳥か人かという議論はでて、むしろ伊豆沼の時よりも鳥に敵対する農家は多かった。これまでも県の鳥獣保護区に指定しようという話も数回出たが、地元の意見により消えてきた経緯があった。何が契機になったかということ、環境を生かした施策を地域に持ってくる、あそこではラムサール条約に蕪栗沼周辺の田んぼを指定することで、田んぼが世界的に湿地として価値があると認知され、そういった枠組みの中で環境サイド、農業サイドからいろいろな仕組みとか施策を誘導して行くことができる、その枠組みとして利用できる。

蒲生の場合、津波の防波堤でいえば、全国の海岸にいったん作るのにはコストの面で無理がある。蒲生地区の環境が重要だということになれば、ここから優先的にということになる。まず、地域の自然が価値があるということを知り、それを生かすような施策をいろいろな所から優先して誘導して行くことができる。今まではお荷物だと思っていたものが、非常に役に立つ道具になる。豊かな自然があると、生き物が集まって、農業被害などのマイナス面が出てくるんだけど、マイナス面は埋め合わせをする。一方で地域の価値として、地域のやる気を起こす。蒲生の場合には具体的にここに合わせ、みんなで考えていく必要があると思うが、一見、人か鳥かという対立的な先に進めない状態だったものが、ちょっと見方を変えて、共通の土俵ができれば流れは変わります。それにはみんなが持っているものを出す。また、どうしたらみんなが同じ土俵を作れるかという視点での議論をする必要がある。法律というのは先ほどの説明だと、規制をかけるもので、なにもできないように聞こえるが、実際の運用の仕方、違う視点を持つと意外と役に立つ使い方があったりする。自分たちは何をしたいのか。それには何が問題になるのかという順序で法律を見ると、解釈によっては、できることが見えてくる。みんなが竹のようにさやの中に入っているはいけない。時間はかかると思うが、こういった議論を重ねることで共通の土俵を作り、信頼関係を作る必要がある。より多くの人々の意見を取り入れ、いろいろな視点で議論を進めていくといいものができると思います。

【日下委員】

自然再生推進法の特質から言って、北海道の湿原や湖沼の再生、沖縄の珊瑚礁の再生といった本当の再生とは違って、人口が密集した人が住んでいる地域の再生については微妙です。堤防を作るにしてもたった一人の反対者のために治水対策が進まない。そこから先の自然再生にしても様々な事情で進まない。治水と環境はバランスを取って進めなければならないと思う。我々NPOは公益事業として、治水、利水、環境のバランスをもとに行政との責任分担について、よく話し合いをした上で理解と進行が大切だと考えている。今回の事業について言えば、具体的にここまではできているけれども、ここが足りないなど、地域の皆さんの意見を入れて優先順位をつけて行かなければならないと思う。

地域から見たら、生活の中の道路に関する問題、駐車場はどこに置くのか、サーファーはどこを通るのか、釣り人はどこに来るのか、あるいは全く規制するのか、具体的にどうするのか、議論を詰めていくことが大切だと思う。その点、皆さんはいかがでしょうか。

【郷右近部会長】

貴重なご意見を頂きました。もう一つ、海の利用ということで、当地はサーフィンのメッカにもなっています。サーファーの代表にご意見を伺いたいと思います。

【遠藤委員】

蒲生の方にはあまり行かないようにと指導している。私としては南防波堤の方に駐車場を借りていまして、来るように指導をしています。が、前回の協議会でコンテナヤード拡張工事のお話がでまして、駐車場が無くなるとまるきり河口の方に集まって、住民の方々にも迷惑を掛けかねないので、県とお話をしながら、最低限のマナーを徹底して地域の方々に迷惑を掛けないように働き掛けているところです。全国的にサーファーが爆発的に増えています。ろくでもない人から立派な人までいろいろいます。私たちも先頭に立ってビーチクリーンをはじめ、蒲生の環境も利用しながら若者達を指導しています。ここに来て勉強させて頂いております。

【片桐委員】

先ほどお話がありました伊豆沼と蕪栗沼については私も何度も行っております。専門農家が多いとあって、農業補償があるんですが、蒲生地区では幸い専門農家は1軒もありません。家庭菜園の面積が広いかわさいかによる程度です。みんな困った、困ったとこぼしてはいるが、農業補償をしてくれという話は一つも出ていない。安全安心な町作りを1日も早くして欲しいと切望しています。国交省と環境省が相談した結果、かつての新聞報道によると10億円という金が蒲生干潟についたと知った。区役所の建設部長から国も思い切って金をつけたなぁと聞いた。これによって大変安心した経緯がある。私たちは役所に反発するということはありません。感謝はしているが筋を通して欲しい。第1回の協議会から私はずっと共生という言葉を使っている。そこらへんを頭に入れておいて欲しい。

【遠藤委員】

冬の間、問題点について考えていたのですが、最初20年前、50年前という議論がありましたね。蒲生における自然再生は1970年頃の状態を目指すということになったが、七北田川の河口は数十年前は七ヶ浜にあった。素人から見ても蒲生干潟の導流堤で水の流れを良くするのではなく、もっと旧河口側(北側)干潟の奥に湿地が広がるように小さな水門をつけて全体的な水の流れを良くするようなもっと大胆な発想でやったらどうか。中だけ見ているのではなく、本来の流れなんかもよくするような湿地や干潟を広くする方法も考えられると思います。

もう一つ、毎月、南防波堤で美化活動を行っているが、昨年辺りから鳥の死体が大変多い。黒い鳥が波が上がるたびに何十羽と波打ち際に打ち上がっている。仲間内からは鳥インフルエンザ等の対応はどうなっているのか、と聞かれている。鳥インフルエンザがでた時のサンプリングはどうなっているのか。

【事務局】

一つ目のご意見はとても大切なご意見です。そういった議論をする施設の検討部会、あ

るいは協議会本体の方で議論をするために、私どもの方で報告をさせていただきます。二つ目の鳥インフルエンザに関しては、季節も進みまして、爆発的な流行は終息致しました。環境省は農林水産省と協力して野鳥が鳥インフルエンザウィルスを持っているのかいないのか、というサンプリング調査をシーズン中やっておりました。また、伊豆沼などでガンとかカモ類のカウント調査とともに異常事態がないか毎週チェックをしておりました。カラスやムクドリ的大量死についてもチェックしてきました。これまで、全国で水鳥等を調査した結果、全て陰性でした。また海鳥に関してはどんな鳥かによりますが、よく低温や時化、いろんな要素でご飯が食べられなくなって、漂着することがあると聞いております。シーズン中に大量死や異常事態が起きていた場合には、全国の皆さんに協力を呼びかけていますので、何かありましたらご一報ください。また、何かあった場合には私どもの事務所に特殊な感染を防護するような容器を備え付けておまして、専門の検査機関に送付する体制が整っております。

【竹丸委員】

海鳥の死体が多く上がったのを気付いたのは南防波堤ができてからのことではないかと思う。恐らくその海鳥というのはミズナギドリの仲間だと思う。ハシボソミズナギドリはタスマニアからアリューシャン列島へ向けて飲まず食わずで旅立ち、仙台湾を5月から6月に掛けて通過して行く。タスマニア近海のプランクトンの発生状態によって、特に発育状態の悪い若鳥で力尽きたものが死んでいると言われている。蒲生よりも特に南防波堤でたまりやすく、かつて500羽を数えたこともあるが、環境省でも鳥インフルエンザの検査はしていますし、高病原性鳥インフルエンザは突然変異で発生するとされているので、鳥インフルエンザは疑わなくても良いと思います。

【郷右近部会長】

予定よりも長くなってしまいました。司会が不慣れなもので、「(4)その他」に関してなにかありますでしょうか。

【日下委員】

その前に「(3)蒲生干潟の管理に係る制度について」、皆さんから意見を聞いて、次回の部会のステップにしていく必要があるのではないのでしょうか。

【事務局】

「(3)蒲生干潟の管理に係る制度について」は先ほどまでの事務局からの説明がこれに当たります。制度、仕組みがどうなっているのかを皆さまにベースを認識して頂きました。次回以降のこの部会が、どうなっていくのか、どういったプロセスにどう反映させていくのかと言いますと、この部会は利用に絞りますが、遠藤委員、片桐委員からでました施設に反映するご意見もあるでしょう。またこの自然再生協議会に直接関わりはないけれども、行政の参考としなくてはならない意見もあると思います。それはそれとして受け止め、そういった意見についてはしかるべき対応をしていきたいと思っております。

今回の部会では、利用のルールといったことを今後課題として進めていく上で、ベース

として蒲生にどんな制度、何があるかを皆さんで共有致しました。それに加え、それ以外のことについてもご意見を頂きました。こういった立場、スタンスで進めていくのか、人も鳥もだというご意見を片桐委員や竹丸委員から頂きました。これから先ですが、事務局案では、今日、現状が見えてきました。それを踏まえまして第2回では、是非とも委員の皆さま方から、例えば蒲生干潟の利用の上での課題、問題点を抽出していったらどうかと思っています。更に、サーファーの方々の自主ルールはどうなっているのか。片桐委員からは地元のご苦労や取り組み、人が集まってゴミを捨てる、違法駐車が多いなどのお気づきの点などをお話して頂ければと思います。

また、東北地方環境事務所の橋本委員からは環境省で承知している全国の干潟で行われている取り組みについて、ご紹介をしたいと思います。課題を抽出し、こういった対応をしたら良いかの整理をすることを第2回目のゴールにしたいと思います。

それを踏まえまして、3回目以降に抽出された課題に対しどんな対応策があるか、現状ある課題をどう改善していったらよいかの方策案について検討していただきたい。その上で今日のベースになった既存の様々な仕組みがあって、課題と対応する改善したい点をつきあわせて、既存の制度で良いのか、もしくはマナーの話が多いので、法律ではなくて協議会の呼びかけでやっていけば良いのか、その辺りの方向性を3回目以降、順次定めていって最終的に来年度には部会の意見を集約して、上部機関であります協議会に利用のルールについてはこんな議論がなされたと報告して、部会の方向性を示したいと思います。

【日下委員】

「(3) 蒲生干潟の管理に係る制度について」は、蒲生の新しい制度についての議論をするのかと思っていたら、既存の法制度を説明したということですね。

ひとつ県に対して後背地利用についてお尋ねしたいのですが、大規模商業集積地、ショッピングセンターが来ると聞いているのですが、この自然再生区域と隣接しているのでしょうか。鳥から見たら非常に近いですからね。光も届きますし。野鳥から見たら非常に近いと思うのですが。どのくらい離れていますか。

【片桐委員】

その件について、我々は一切聞いておりません。

【事務局】

港湾の図面で見ると直線で約4～5km離れています。

【日下委員】

そんなに離れていますか。私が言いたいのは、公共目的の土地だったものが民間商用地として変更になってしまった。これも自然再生に微妙に影響があると思います。光や音、人や車両が集中する影響は大きい。自然再生の主旨と人間の密集地とのバランスを取るには、自然再生に生かす大きな目線、鳥の目線と小さい目線、人の目線、微生物まで含める様な考え方が必要になる。自然再生区域は一つの地点であって、自然再生はここだけで完結することではない。

もう一点、自然再生に関して、自主的な運用管理を地元の皆さんの意見を取り入れながら土地利用の調整や利用の誘導をしていくのかを具体的に詰めて、それぞれの立場、それぞれができることを、皆さんで提案して頂きたいと思います。

【事務局】

日下委員が仰るとおり、蒲生干潟のような自然再生の区域では特殊で、環境省が直接実施している釧路湿原やサロベツ原野のように国立公園になっている場所は、原生自然が残っている場所が多い。しかし、そういった場所では人の手が加わり改変されてしまったところもあるので、それをなんとかしようというものです。

一方、蒲生のような里地里山、干潟、最近言われるようになった里海という言葉もありますが、これらは人の関わりとともに考えていくことが大切だと考えています。先程の意見では、行政が案を出してくれとのことでしたが、確かに行政としてはその方が楽です。シナリオもできますし、今日の第1回目は淡々と進めるだけでした。が、次回以降、私は自然再生を考えたときワクワクしています。受け皿になるのが法律なのか、ルールになるかは最終的な結果です。事務局は環境省が進めていますが、これまでの役所の検討会、会議ですと、行政として案を示し皆さんを誘導していくという手法でした。自然再生協議会では地元で皆さんが、何が問題で、どうしたら解決するのかを議論をし、その中で事務局も皆さんと同じ立場で考えていく。結果、法律なのかルールで解決するのかということになります。自然再生は即ち地域再生だと思っています。

【日下委員】

環境省として法律の網をかぶせれば、それだけ土地利用の制限があり、生活者への大きな影響が出る。従って、自然再生事業の目的を達するためには住民へ十分な配慮が欠かせない。例えば、自然再生事業に協力するため、仙台乗馬クラブの敷地1.2ヘクタールを持ち主は無料で寄付をしても良いと言っていた。しかし県と話をしていたが、県の受け入れ条件で断念せざるを得なくなり、その結果、犬猫の保護団体が来て、数千頭の犬を飼うことになると思う。そうなると思えば全体に影響はどうなるだろうか。環境省も膝付け談判をして、大切なことはもっと汗をかいて頂きたい。県だけに頼るのではなく、法律で網をかけていくのならば、予算措置を講じる等それなりに汗をかくべきだ。県も治水工事も計画通りちゃんとやる。一つ一つみんながそれぞれの働きをやった上で前に進めるものだと思う。一生懸命やっているかと思うと、こっちで穴があいて犬が数千頭キャンキャンやっている。大変なことだと思う。どのように考えていますか。

【郷右近部会長】

懸念されますね。

【事務局】

ここはそれぞれ組織として、仕組みもあれば、当然限界もあります。そこは大変申し訳ありませんが、ご理解願いたい。鳥獣保護区の問題であれば当然意見交換を進めるけれども、昔のような国と地方の関係ではありません。そんな大事なところならば環境省として、

県に対して「買いなさい」とは言えません。県の立場を伺いながら、いろいろ問題を承知しながら、今回はこういった利用のルールを考えなければいけない。仰るとおり、もどかしい気持ちは分かります。環境行政は特にもどかしい仕事だと思っております。いろいろな要素が加わっていて、決して私たちだけでできることではありません。それもあって、自然再生のようないろいろな枠組みの中で他の行政ともなんとかできないかと考えるのが、私ども環境行政の仕事です。その中で特に、環境行政は具体的な手段をあまりこれまで持っておりませんでした。汗をかくということ言えば、今日のような事務局をやらせてもらっています。例えば防波堤を作るといような大きな目に見えるような形の貢献、汗のかき方はなかなかしづらいのが環境行政です。

ゴミの問題も、温暖化対策もそうですが、いろいろなところに、こういったことが大事ですよとお話しています。環境行政には業界団体もありませんし、応援して頂ける方もいそうでいない。環境行政には後ろを見ても前を見ても、右も左も、だいたい厳しいご意見を頂きます。そういった厳しいご意見を非常に励みにしています。日下委員の仰った地元の問題もみんな共通の問題としてとらえ、利用のルール作りに反映していきたいと思いません。

【郷右近部会長】

では、他に何かありますでしょうか。以上をもちまして、第1回管理計画検討部会を終わります。どうもありがとうございました。

4 閉会